

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 4 8 6

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 台風第 19 号災害による基準緩和サービス利用料の減免措置に必要なサービスコードの設定について【別紙 1】
- 「長野県中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金（グループ補助金）の申請受付開始について【別紙 2】
- 福祉用具貸与に係る介護報酬の算定上の留意事項及び利用料の受領についての留意事項について
- 今冬のインフルエンザ総合対策について
- 【再掲】長野市高齢者虐待防止研修会のご案内【別紙 3】
- 要介護・要支援認定者状況（令和元年 11 月末現在）
- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について及び介護支援専門員の欠格条項見直しに伴う事務の取扱について【別紙 4】
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報～第 9 号～【別紙 5】
- 介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2020 年 1 月）【別紙 6】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

台風第19号災害による基準緩和サービス利用料の減免措置に必要なサービスコードの設定について

台風第19号災害による基準緩和サービス利用者の減免措置に必要なサービスコードを別紙のとおり設定いたしました。

単位数表マスタのホームページへの掲載は令和元年12月24日を予定しておりますので、保留をお願いしていたサービス報酬の請求をお願いいたします。

なお、今回の災害救助法に係る台風第19号の被災者に対する減免は10割(100%)減免のみですので、訪問型(A3)・通所型(A7)ともサービスコードNo.9001~9004をご使用いただきますが、今後、災害等特別な事情のある利用者に対しては、介護保険給付と同様の減免を想定し、今後使用する可能性のある減免割合のサービスコードも設定いたしましたので申し添えます。

マスタ掲載場所：<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kourei/137509.html>

問合せ先：地域包括ケア推進課 はつらつ応援担当

TEL：026-224-7873（直通）

「長野県中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金（グループ補助金）の申請受付開始について

長野県産業復興支援室からグループ補助金の受付開始についてプレスリリースがありました（別紙2参照）。

台風第19号による豪雨災害で被災され、復旧に際してグループ補助金の活用を希望される場合は別紙参照の上、長野県産業復興支援室へご連絡をお願いします。

問い合わせ先：長野県 産業復興支援室

TEL：026-235-7204（直通）

今冬のインフルエンザ総合対策について

インフルエンザの発生の予防とまん延の防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、資料数が多いため、本フレッシュ情報には掲載いたしません。

以下の厚生労働省URLをご覧ください。

- ・「令和元年度今冬のインフルエンザ総合対策について」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

- ・「令和元年度インフルエンザQ&A」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

福祉用具貸与に係る介護報酬の算定上の留意事項及び利用料の受領についての留意事項について

(1) 福祉用具貸与に係る介護報酬の算定上の留意事項

介護給付適正化において、福祉用具貸与のサービス実日数と医療機関への入院期間又は介護保険施設への入所期間等との重複請求が散見されています。

介護保険制度では、在宅において、現にサービスを行った日数（実日数）を請求することが基本であり、在宅以外での入院や入所との重複は認められません。

福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格とし、貸与期間が一月の利用日数に応じて、半月単位又は月額単位の計算方法が可能とされていますが、半月以内の利用の場合は15日、半月以上の利用の場合は30日（又は31日）といった、現に行った実日数ではない単なる算定上の日数で一律に請求されている給付実績が多数確認されます。この場合、給付請求額は正当であっても、日数が現にサービスを行った日数（実日数）ではないため、過誤申立を行い、正確な実日数に修正する必要があります。

介護給付費については、疑義が生じない適正な給付請求をお願いします。

【事例】 医療機関へ11/20～12/20まで入院した場合

11月分の給付請求 → (誤) 実日数30日で月額単位を算定
(正) 実日数20日で月額単位を算定

12月分の給付請求 → (誤) 実日数15日で半月単位を算定
(正) 実日数12日で半月単位を算定

【根拠法令】 H15.6.30 介護報酬に係る Q & A Vol.2

～ 前文略 ～

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

(2) 利用料の受領についての留意事項

福祉用具貸与の利用料について、実際に自宅で福祉用具を貸与し利用しているにも関わらず、退院等でその月の利用日数がわずかな場合等を理由に、ケアマネジャーから又は福祉用具貸与事業所の担当者から、当該月の福祉用具貸与費を無料（免除）にするといった情報や相談がありますが、これは適切ではありません。

法定代理受領サービスとして提供される福祉用具の貸与を行った場合は、利用者から利用料の一部として、サービス利用料（レンタル費用）に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けなければなりません。法令上認められた減免措置によらずに、ケアマネジャーや事業者の独断で利用者負担を無料（免除）としたり、軽減したりすることはできません。

【基準第197条（予防基準第269条）】

問い合わせ先：介護保険課サービス担当
TEL：026-224-7871（直通）

【再掲】長野市高齢者虐待防止研修会のご案内

高齢者虐待防止の講演会（専門職向け）を開催しますので、介護に携わる多くの皆様のご参加をお待ちしております。

▼と き／令和2年1月16日（木）13:30～16:00（開場 13:00）

▼ところ／長野県社会福祉総合センター（長野市若里7-1-7）

*お車でのご越しの方は、カネボウ跡地へ駐車をお願いします。

*申込期限は、令和2年1月6日（月）となっております。

詳細につきましては、【別紙3】をご覧ください。

問合せ先：中部地域包括支援センター 篠ノ井支所駐在

T E L : 0 2 6 - 2 9 2 - 3 3 5 8（直通）

【要介護・要支援認定者状況】

（令和元年11月末日現在 地区別認定者数：21,299人）

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	70	59	115	44	41	46	28	403
第2地区	136	105	211	103	83	106	70	814
第3地区	90	94	161	87	62	70	48	612
第4地区	27	30	47	28	27	29	22	210
第5地区	41	38	70	28	17	26	16	236
芹田地区	151	160	267	132	100	131	79	1,020
古牧地区	156	145	297	142	136	127	72	1,075
三輪地区	211	179	296	134	117	116	83	1,136
吉田地区	147	130	246	99	84	93	72	871
古里地区	101	78	127	78	71	89	48	592
柳原地区	61	46	91	39	35	38	19	329
浅川地区	75	56	111	55	36	60	38	431
大豆島地区	68	68	131	53	67	72	42	501
朝陽地区	100	86	187	110	78	97	64	722
若槻地区	199	160	263	167	134	166	105	1,194
長沼地区	24	15	43	20	24	25	21	172
安茂里地区	219	188	300	149	104	133	78	1,171
小田切地区	17	15	22	14	16	13	5	102
芋井地区	29	14	46	16	19	30	21	175
篠ノ井地区	370	345	537	272	229	328	219	2,300
松代地区	223	206	278	145	126	198	127	1,303

若穂地区	119	107	144	92	64	98	59	683
川中島地区	220	194	319	174	118	153	112	1,290
更北地区	298	202	369	188	154	226	133	1,570
七二会地区	40	18	40	17	33	26	19	193
信更地区	43	31	39	34	26	24	12	209
豊野地区	89	67	152	77	70	89	50	594
戸隠地区	35	14	86	37	36	52	36	296
鬼無里地区	27	19	40	19	16	22	22	165
大岡地区	44	10	36	14	8	7	6	125
信州新町地区	109	34	98	43	57	44	33	418
中条地区	47	26	58	25	24	28	12	220
市外	14	7	30	20	29	39	28	167
合計 (現存者)	3,600	2,946	5,257	2,655	2,241	2,801	1,799	21,299



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。
業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 サービス担当
電 話： 026-224-7871 (直通) / F A X： 026-224-8694
Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp